

特定個人情報取扱規則

第1章 総則

第1条（目的）

この規則は、特定個人情報等の取扱いのために必要な事項を定める。

第2条（定義）

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。なお、この規則における「個人情報」、「個人データ」、「本人」及び「従業者」は、個人情報取扱規則の定義に従う。

1. 個人番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法という）の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

2. 特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

3. 特定個人情報等

個人番号及び特定個人情報をいう。

4. 個人情報ファイル

個人データを含む情報の集合物をいう。

5. 特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

第3条（個人番号を取り扱う事務の範囲）

個人番号を取り扱う事務は、次の各号に掲げる事務に限るものとする。

1. 源泉徴収関係事務

2. 社会保険関係事務

3. 労働保険関係事務

4. 確定給付企業年金関係事務

5. 財形貯蓄関係事務

6. 持株会関係事務

7. 当社が受取人の代理人となる生命保険等の関係事務
8. 前各号に付随して行う事務

第4条（取り扱う特定個人情報等の範囲）

- ① 前条の規定により、当社が個人番号を取り扱う事務において使用する特定個人情報等の範囲は以下のとおりとする。
 1. 従業者及びその扶養家族の個人番号及び個人番号と共に管理される記号番号
 2. 役員、従業者及びその扶養家族の個人番号カード、通知カード、本人確認書類等
 3. 従業者以外の個人の個人番号カード、通知カード、本人確認書類等
 4. 第3条に掲げる事務に要する法定調書その他手続き書類に記載される個人情報
- ② 第1項各号に該当するか否かが定かでない場合は、特定個人情報事務取扱責任者が判断する。

第2章 組織及び体制

第5条（管理組織）

- ① 特定個人情報管理統括責任者は、当社の特定個人情報等の取扱い全般について統括的責任と権限を有する者をいい、総務部担当取締役とする。
- ② 特定個人情報管理責任者は、特定個人情報管理統括責任者の指揮の下、特定個人情報等の取扱い及び特定個人情報等の取扱いの委託について責任と権限を有する者をいい、総務部長とする。
- ③ 特定個人情報技術的安全管理責任者は、特定個人情報管理統括責任者の指揮の下、情報システムにおける特定個人情報ファイルのセキュリティ確保のための責任と権限を有する者をいい、情報システム部長とする。
- ④ 特定個人情報安全管理監督責任者は、特定個人情報等の取扱いの遂行状況の適否を監査する責任と権限を有する者をいい、監査部長とする。
- ⑤ 特定個人情報事務取扱責任者は、特定個人情報管理責任者の指揮の下、特定個人情報等を取り扱う事務及びその委託の事務について直接指揮監督等を行う責任を有する者をいい、総務部人事第二課長とする。
- ⑥ 特定個人情報事務取扱担当者は、特定個人情報等を取り扱う事務に従事す

る者をいい、総務部人事第二課に所属する課員のうち、特定個人情報事務取扱責任者が指定する課員とする。

第6条（監督）

特定個人情報管理責任者は、特定個人情報等がこの規則に基づき適正に取り扱われるよう、必要かつ適切な監督を行う。

第7条（教育）

特定個人情報管理責任者は、特定個人情報等の適正な取扱いを周知するとともに適切な教育を行う。

第8条（監査）

特定個人情報安全管理監督責任者は、この規則及び番号法その他の法令及び個人情報取扱規則に照らし、特定個人情報等の取扱状況を監査する。

第9条（情報漏えい事案等への対応）

- ① 特定個人情報事務取扱担当者が第3条に規定する事務を処理する場合、若しくは第17条に規定する目的に利用する場合を除き、従業者は当社が管理する特定個人情報等を第三者に開示し、又はこれを使用してはならない。退任・退職・出向契約終了・労働者派遣契約終了後も同様とする。
- ② 従業者は、この規則又は法令に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した場合、その旨を特定個人情報事務取扱責任者に報告しなければならない。
- ③ 従業者は、特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合又は発生のおそれがあると判断した場合は、その旨を特定個人情報事務取扱責任者に報告しなければならない。
- ④ 特定個人情報事務取扱責任者は、前二項による報告の内容を遅滞なく特定個人情報管理責任者に報告しなければならない。
- ⑤ 特定個人情報管理責任者は、前項による報告の内容を調査し、それが事実であると判明した場合には、速やかに特定個人情報管理統括責任者に報告するとともに、影響を受ける可能性のある本人に通知しなければならない。
- ⑥ 特定個人情報管理統括責任者は、当該漏えい事案等が発生した原因を分析し、特定個人情報管理責任者及び特定個人情報技術的安全管理責任者に再

発防止に向けた対策を講ずるよう指示する。

- ⑦ 特定個人情報管理統括責任者は、当該漏えい事案等について、必要に応じて所轄官庁等に報告するとともに、事実関係及び再発防止策を公表する。

第10条（苦情及び相談）

特定個人情報管理責任者は、特定個人情報等に関する本人からの苦情及び相談を受ける窓口を設置する。

第3章 個人番号の取得

第11条（個人番号の取得）

- ① 個人番号の取得は、第3条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り行う。
- ② 個人番号の取得は、適法かつ公正な方法により行う。

第12条（個人番号の利用目的の通知又は公表）

個人番号を取得する場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表する。また、書面（電磁的記録を含む）により個人番号を取得する場合は、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合を除き、あらかじめ本人に対しその利用目的を明示する。

第13条（個人番号の提供の要求）

- ① 個人番号の提供は、第3条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は番号法第2条第13項に定める個人番号関係事務実施者若しくは番号法第2条第12項に定める個人番号利用事務実施者に対して求めることができる。
- ② 個人番号の提供を求める時期は、原則として個人番号を取り扱う事務が発生したときとする。ただし、本人との法律関係等に基づき、個人番号を取り扱う事務が発生することが明らかなときは、当該事務の発生が予想できた時点において、個人番号の提供を求めることができる。

第14条（本人確認）

本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、法令等に基づき本人確認を行う。

第4章 特定個人情報等の利用

第15条（特定個人情報等の利用）

特定個人情報等の利用は、第3条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り行う。

第16条（特定個人情報等の目的外利用）

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前条にかかわらず、特定個人情報等を利用することができる。

第17条（特定個人情報等の収集）

特定個人情報等は、第3条に規定する事務の範囲を超えて収集してはならない。

第18条（特定個人情報ファイルの作成の制限）

特定個人情報ファイルの作成は、第3条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り行う。

第19条（特定個人情報等の第三者提供）

番号法第19条各号に該当しない場合には、本人の同意の有無にかかわらず、特定個人情報等を第三者に提供してはならない。

第20条（特定個人情報等の開示・訂正・利用停止等）

特定個人情報等に係る開示・訂正等、利用停止については、個人情報取扱規則に準ずるものとする。

第5章 特定個人情報等の管理

第21条（特定個人情報等を取り扱う区域の管理）

特定個人情報等の漏えいを防止するため、特定個人情報ファイルを取り扱う情

報システムを管理する区域（以下、管理区域という）と特定個人情報ファイル等を取り扱う事務を実施する区域（以下、取扱区域という）を明確にし、次に掲げる方法により安全管理措置を講ずるものとする。

1. 管理区域については、入退室管理及び管理区域に持ち込む機器等を制限する等の安全管理措置を講ずる。
2. 取扱区域については、他の区域との間仕切りを設置する等の安全管理措置を講ずる。

第22条（特定個人情報等の安全管理対策）

- ① 離席時、特定個人情報等を記した書類、媒体等を机上等に放置してはならない。
- ② 特定個人情報等が含まれるコンピュータ、記録媒体、書類等は、施錠可能な場所に保管し、鍵は特定個人情報事務取扱責任者の定めるところにより管理する。
- ③ 特定個人情報等が含まれるコンピュータを施錠可能な場所に保管できない場合は、セキュリティワイヤー等により固定する。

第23条（情報システムにおける特定個人情報等の安全管理対策）

情報システムを使用して特定個人情報等を取り扱うときは、次の各号の安全管理対策を講ずるものとする。

1. 特定個人情報事務取扱担当者及び第3条に規定する事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。
2. 特定個人情報を取り扱う情報システムは、特定個人情報事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する。
3. 特定個人情報を取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用する。
4. 特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するための措置を講ずる。

第24条（特定個人情報等の保管）

- ① 特定個人情報等は、第3条に規定する事が終了するまでの間、保管する。ただし、所管法令等により保存期間が定められているものについては、当

該期間を経過するまでの間、保管する。

- ② 特定個人情報等を記した書類又は特定個人情報ファイルを法定保存期間経過後も引き続き保管するときは、個人番号部分をマスキング又は消去したうえで保管する。

第25条（特定個人情報等の持出し）

- ① 特定個人情報等が含まれるコンピュータ、記録媒体、書類等を特定個人情報管理責任者の許可なく社外に持ち出してはならない。電子メール等により特定個人情報等を伝送する場合も同様とする。
- ② 特定個人情報管理責任者の許可を得たうえで、特定個人情報等が含まれるコンピュータ、記録媒体、書類等を持ち出す場合は、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講ずるものとする。

第26条（特定個人情報取扱台帳）

特定個人情報事務取扱責任者は、この規則等に基づく運用状況を確認するため、取扱台帳を作成し、特定個人情報ファイルの利用・出力・廃棄・消去、書類・媒体等の持出し等の取扱いを記録する。特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合は、ログイン記録、アクセスログ等の情報システムの利用状況を記録する。

第27条（特定個人情報管理台帳）

特定個人情報事務取扱責任者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するために、管理台帳を作成し、特定個人情報ファイルの種類、名称、利用目的、廃棄・消去状況、当該特定個人情報ファイルの取扱者等を記録する。

第6章 特定個人情報等の廃棄・消去

第28条（廃棄・消去の手続）

- ① 第3条に規定する事務を行う必要がなくなった場合で、所管法令等において定められている保存年限等を経過したときは、個人番号をできるだけ速やかに復元できない手段で廃棄又は消去する。
- ② 特定個人情報等が含まれるコンピュータ、記録媒体、書類等の廃棄・消去

については、個人情報取扱規則に準ずるものとする。

- ③ 個人番号若しくは特定個人情報等が含まれるコンピュータ、記録媒体、書類等を廃棄・消去した場合には、廃棄又は消去した記録を保存する。なお、当該廃棄又は消去を委託した場合は、委託先から受領した証明書等を保存する。

第7章 特定個人情報等の取扱いの委託

第29条（特定個人情報等の取扱いの委託）

- ① 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を第三者に委託する場合は、特定個人情報管理責任者の承認を得る。
- ② 特定個人情報管理責任者は、特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を第三者へ委託するにあたり、以下の各号の措置を執らなければならない。
1. 特定個人情報等の委託先について、特定個人情報等の安全管理が十分であることを確認すること。
 2. 以下の事項を含めた特定個人情報等の安全管理に関する契約を委託先と締結するか、若しくは念書等を委託先から入手すること。
 - (1)秘密保持義務に関する事項
 - (2)事業所内からの特定個人情報等の持出しの禁止に関する事項
 - (3)特定個人情報等の目的外利用の禁止に関する事項
 - (4)再委託における条件に関する事項
 - (5)漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する事項
 - (6)委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄に関する事項
 - (7)特定個人情報を取り扱う従業者の明確化に関する事項
 - (8)従業者に対する監督・教育に関する事項
 - (9)契約内容の遵守状況についての報告に関する事項
 - (10)委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる事項
- ③ 委託契約期間中、特定個人情報事務取扱責任者は委託先の委託業務履行状況を確認し、契約等に違反していることが認められるときは、直ちに特定個人情報管理責任者と協議して委託先に対して必要な措置を執らなければならない。

第30条（特定個人情報等の取扱いの再委託）

- ① 委託先は、当社の承諾を得た場合に限り、委託を受けた特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を再委託することができるものとする。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。
- ② 委託先が当社の許諾を得て再委託するときは、再委託先についても前条の規定を準用する。
- ③ 当社は、委託先による再委託先への必要かつ適切な監督の実施について監督する。

第8章 その他

第31条（特定個人情報等を取り扱う事務の具体的取扱手順等）

特定個人情報等を取り扱う事務を行う者は特定個人情報事務取扱担当者に限るものとし、特定個人情報等の具体的な取扱手順等に関しては別に定める。

第32条（罰則）

この規則に違反した従業員は、従業員就業規則に定める懲戒に処することができるほか、損害賠償責任を負わせることができる。

第33条（その他）

この規則に定めのない事項については、番号法その他の法令及び個人情報取扱規則の定めるところによる。

第9章 付則

第34条（実施期日）

この規則は平成27年12月1日から実施する。

特定個人情報取扱規則の沿革

制定 平27. 12. 1. 達 第9号（実施 平27. 12. 1.）